

議案第 4 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 4 年条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

議会議員及び執行機関の委員が、当該職の立場でなく特定の特別職の職に就く場合に、その特別職の職員として受けるべき報酬を支給する等したいので、この案を提出するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４４年条例第１号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第３条中「、議会議員並びに地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第１項の規定により置かれた執行機関の委員」を削り、同条に次の１項を加える。

２ 議会議員及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第１項の規定により置かれた執行機関の委員が当該職の立場として別表において特に定める特別職の職に就くときは、その就く特別職の職員として受けるべき報酬を支給しない。
別表就学支援委員会委員（注）の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会 （注）	会長	月額 ７，７００円
	委員	月額 ７，２００円

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。